

鏡 ぐみ収集カレンダー

可燃ぐみ ●	【毎週】火・金曜日
資源ぐみ ★	【毎月】第2・4月曜日
収集なし ×	祝日、休日等

16 - 塩浜

資源ぐみ 第2月曜日 ⇒ 1組～11組
 第4月曜日 ⇒ 12組～19組

※『可燃ぐみ』- 祝日・休日(ハッピーマンデーは除く。)の収集はありません。集積所等には出さないでください。

※『資源ぐみ』- 祝日・振替休日の収集はありません。次回の収集日まで、ご家庭で保管しておいてください。

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ●	3	4	5 ●	6
7	8 ★	9 ●	10	11	12 ●	13
14	15	16 ●	17	18	19 ●	20
21	22 ★	23 ●	24	25	26 ●	27
28	29	30 ●				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 ×	4
5	6	7 ●	8	9	10 ●	11
12	13	14 ●	15	16	17 ●	18
19	20 ★	21 ●	22	23	24 ●	25
26	27	28 ●	29	30	31 ●	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 ●	5	6	7 ●	8
9	10	11 ●	12	13	14 ●	15
16	17 ★	18 ●	19	20	21 ●	22
23	24	25 ●	26	27	28 ●	29
30						

7月 22日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ●	3	4	5 ●	6
7	8 ★	9 ●	10	11	12 ●	13
14	15	16 ●	17	18	19 ●	20
21	22 ★	23 ●	24	25	26 ●	27
28	29	30 ●	31			

8月 26日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 ●	3
4	5	6 ●	7	8	9 ●	10
11	12	13 ●	14	15	16 ●	17
18	19 ×	20 ●	21	22	23 ●	24
25	26 ★	27 ●	28	29	30 ●	31

9月 9日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 ●	4	5	6 ●	7
8	9 ★	10 ●	11	12	13 ●	14
15	16	17 ●	18	19	20 ●	21
22	23 ×	24 ●	25	26	27 ●	28
29	30					

10月 14日の資源の日は、7日(月)に振替えます
7日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
		1 ●	2	3	4 ●	5
6	7 ★	8 ●	9	10	11 ●	12
13	14 ×	15 ●	16	17	18 ●	19
20	21	22 ●	23	24	25 ●	26
27	28 ★	29 ●	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ●	2
3	4	5 ●	6	7	8 ●	9
10	11	12 ●	13	14	15 ●	16
17	18 ★	19 ●	20	21	22 ●	23
24	25	26 ●	27	28	29 ●	30

12月 23日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日
31日(火)は可燃ぐみを収集します

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 ●	4	5	6 ●	7
8	9 ★	10 ●	11	12	13 ●	14
15	16	17 ●	18	19	20 ●	21
22	23 ★	24 ●	25	26	27 ●	28
29	30	31 ●				

1月 27日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 ×	4
5	6	7 ●	8	9	10 ●	11
12	13	14 ×	15 ●	16	17 ●	18
19	20	21 ●	22	23	24 ●	25
26	27 ★	28 ●	29	30	31 ●	

2月 10日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 ●	5	6	7 ●	8
9	10 ★	11 ×	12 ●	13	14 ●	15
16	17	18 ●	19	20	21 ●	22
23	24	25 ×	26 ●	27	28 ●	

3月 10日(月)は全部の組の資源ぐみ排出日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 ●	5	6	7 ●	8
9	10 ★	11 ●	12	13	14 ●	15
16	17	18 ●	19	20	21 ●	22
23	24	25 ●	26	27	28 ●	29
30	31					

◇『可燃ぐみ』『資源ぐみ』は、決められた日時・場所に出してください。

◇収集日以外の日や収集後には絶対に出さないでください。

◇資源物の分別については、分別表をご覧ください。

◇テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、パソコン、衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象家電です。資源ぐみには出せません。